

## アクション・プラン2. (3) の「一体的な実施」に係る提案（新宿区）

### 1 提案概要

新宿区役所庁舎内への「ハローワークコーナー（仮称）」の設置による一体的就労支援等の実施

新宿区と東京労働局・ハローワーク新宿が協定を締結したうえで、新宿区役所庁舎内にハローワークの就労支援コーナーを設置し、就労支援ナビゲーターによる就労支援とハローワークの求人検索機の設置による求人情報の提供等を行う。これにより、ハローワークと新宿区の生活保護の相談窓口、住宅手当の相談窓口等が一体となった就労支援体制を整備し、生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者及び住居・生活困窮者に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施する。

### 2 提案理由

依然として厳しい雇用情勢が続く中、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する就労支援の強化を一層図る必要がある。

新宿区においても、生活保護受給世帯は増加の一途をたどっており、このところの厳しい雇用情勢の影響を受け、大都市圏に職を求めて流れ込む失業者の増加が新たな要因として積み重なり、平成19年度末に568世帯だった「その他世帯」は、平成22年12月末時点では約2倍に増加し、また保護率も29.0%と非常に高くなっている。

これまでも当区は、生活保護受給者等に対する就労支援について、生活保護受給者等就労支援事業を実施し、ハローワーク新宿との連携を図り、一定の成果を上げてきているが、新宿区とハローワーク新宿が連携をさらに強化し、新宿区に在住する住居・生活困窮者等も含めた就労支援を一体的に実施することが求められている。

また、住宅手当受給者に対してもしっかりとした就労支援に取り組まなければ、結果として、生活保護に至るおそれもあるなど、ハローワーク新宿との連携を強化した早期再就職支援も課題となっており、経済的自立に向けた施策をさらに進めることが必要となっている。

このため、当区庁舎内にハローワークの職員・専門相談員を配置するとともにハローワークの求人情報提供端末等を設置した「ハローワークコーナー（仮称）」を新設するなど新宿区とハローワークが一体となった運営体制を構築し、

双方の各種支援メニューを有効に活用した、さらなる効果的かつ効率的な就労支援等を実施することを提案する。さらに当該体制整備により、早期就職が可能と判断できる者に対する求人情報の速やかな提供や、就職に向けてのきめ細やかな対応が可能になると考えられる。また、早期就職へただちに至らない利用者に対しては、社会的就労の機会の提供など、区・ハローワーク・NPO等とのネットワークづくりを進め、利用者の状況に応じた就労支援を進める。

### 3 具体的な実施内容

#### (1) 実施方法

新宿区と東京労働局・ハローワーク新宿による運営協議会を設置するとともに、当該施設内で実施する業務内容、実施体制、連携方法等、一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結し、これに基づき実施する。

#### (2) 実施場所

新宿区役所 第2分庁舎 分館2階（調整中）

#### (3) 就労支援対象者

新宿区在住の生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者、その他低所得者などで就労が可能であるが仕事に就けない者

#### (4) ハローワークコーナーの主な業務内容等

- ① 就職支援ナビゲーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施。  
（予約担当者制による個別支援の実施）
- ② 求人情報提供端末を設置したハローワーク求人の提供
- ③ ハローワークコーナーの事業説明及び支援対象者の就労意欲の向上を目的としたセミナーの定期的な開催
- ④ 公共訓練・基金訓練の受付及び特別枠の設定（基金訓練の企画提案など）
- ⑤ 住居・生活支援アドバイザーによる第二のセーフティネットに関する各種支援策等のワンストップ相談の実施。

#### (5) 実施に係る必要経費

- ① 人件費（専門相談員）
  - ・就職支援ナビゲーター 2名
  - ・住居・生活支援アドバイザー 1名
- ② システム経費
  - ・ハローワークの求人情報提供端末 3台（専用プリンター付き）

- ・ハローワークの職業紹介端末 2台（専用プリンター付き）

③ 備品等経費

- ・ネット接続用汎用パソコン 1台
- ・相談机、椅子 各3個
- ・電話機 2台
- ・パンフレットスタンド 1台
- ・キャビネット 1台
- ・FAXの設置及び消耗品等

④ その他

端末機器等に関する電源工事、通信回線工事、環境工事等の初期設置経費並びにハローワークコーナーの電気料金、通信料金等のランニングコスト経費については国負担となるようお願いする。

(6) 実施時期

平成23年度の出来るだけ早い時期から実施する。

なお、できるだけ早い時期としているが、平成23年6月から実施予定となっている「福祉から就労」支援事業の開始に合わせて実施したいと考えており、システム機器などの設置を早急をお願いする。